▽多額の医療費を支払った場合
▽災害や盗難に遭った場合
▽年の途中で退職し、再就職していない場合
▽退職金に対して所得税が源泉徴収されている場合

土地や建物などを売ったとき

土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税といって他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。

また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。

宅地や遊休農地での臨時駐車場

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。

収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

申告書作成会場を開設

一関税務署では次の期間、確定申告書作成会場を開設します。

◎期間…2月1日（水）～3月15日（木）（土・日曜、祝日を除く）
◎時間…9時～16時
◎場所…岩手日報ビル3階大ホール

※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関などのご利用をお願いします。

◎問い合わせ先
一関税務署☎23－4205
※確定申告についてのご質問は「確定申告電話相談センター」（音声案内で0番を選択）でお答えします。（同相談センターには東北税理士会の会員税理士も従事しています）

e－TAXで確定申告

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

画面の案内に従って、金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や決算書などが作成できます。

作成したデータは、印刷して「書面」で提出できるほか、e－TAX（国税電子申告・納税システム）を利用して提出することもできます。

◎e－TAXのメリット
▽国税庁HPから電子申告
▽最高4000円の税額控除（19年分～22年分で控除を受けた人を除く）
▽添付書類の提出省略
▽還付金がスピーディー
▽24時間いつでも利用可能

※e－TAXの利用には「電子証明書」と「ICカードリーダライタ」が必要です。詳しくは、e－TAXホームページをご覧ください。

東日本大震災に伴う雑損控除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた人は、雑損控除の適用により所得税や個人住民税が軽減される場合があります。また個別が手続きが必要です。に調査や判断が必要な場合もありますので、申告前に最寄りの税務署へご相談ください。

▽**手続きに必要な書類**
①被害を受けた資産や取得時期、取得価額が分かるもの
②被害を受けた資産の取り壊し費用や除去費用、修理費用などが分かるもの
③被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額が分かるもの
④市町村から交付された「り災証明書」

障害者控除を受けられます

障害者控除

【内容】
納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがいる場合には、障害者控除を受けられます。

【対象者】
①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
②6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人（介護保険認定者）
③身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人（介護保険認定者）

【手続き】
①の人は申告の際に手帳等を持参してください。
②、③の人は保健センターに申請し、認定書の交付を受ける必要があります。

おむつ代の医療費控除

【内容】
確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要ですが、次の対象者については医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除を受けられます。

【確認書の交付対象者】
介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人
※初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。

障害者控除、おむつ代の医療費控除の詳しい内容については、保健センターにお問い合わせください。

問い合わせ先
保健センター☎46－5571

藤田さんが100歳 長寿を祝う

100歳の誕生日を迎え、菅原町長から祝福を受ける藤田さん

藤田トクヨさん（12区）が昨年12月27日、満100歳の誕生日を迎え、菅原町長から記念品と花束の贈呈を受け長寿を祝福されました。

町長が「おめでとうございます」と声を掛けると「ありがとうございます」と笑顔で感謝していました。

千葉さんは明治44年生まれ。4人の子どもを育て、孫とひ孫がそれぞれ7人います。学生のころは陸上選手だったという藤田さん。長生きの秘訣は好き嫌いせずに何でも食べること。今は「子どもや孫たちと一緒に過ごすこと」「週2回のデイサービス」が何よりの楽しみと明るく話していました。

県学校給食調理コンクールで 県教育長賞を受賞

県教育長賞を受賞した平泉小の（写真右から）千葉校長、千葉調理員、菅原栄養教諭、山平調理員

1月6日、23年度県学校給食調理コンクールが開催され、平泉小学校がコンクール最高賞に当たる県教育長賞を受賞しました。同校の学校給食は本年度、厚生労働大臣賞、給食甲子園入賞に続き3度目の栄誉となります。

一関地区の代表として出場した同校は、地元産食材を多く使用した点や平泉の四季をイメージした献立、調理過程などが総合的に高く評価され受賞しました。今回のメニューは今月の食育の日に給食として提供される予定です。

平泉を掘る 発掘最前線⑭

―無量光院跡第24次調査―

本年度は、主に本堂基壇がどのような構造なのかを確認するため、発掘調査を行いました。

その結果、本堂の土台となる基壇は、①地山を削っておおよその形をつくり、②周辺に基壇の縁を巡る板石（粘板岩）を設置し、③板石を裾として盛土し、基壇を造っていたことを確認しました。背面（西側）の床面には、2～20㌢の川原石が広がっていました（左模式図参照）。この川原石は、基壇表面に葺いたかのように薄く層状に入っていました。基壇の表面を洲浜に見せようとしています。また本堂基壇の下から、長さ30～40㌢、幅13㌢前後の粘板岩の板石が最低2列並んでいるのが見つかりました（写真）。距離は約1.2㍍ありました。これは▷本堂の軸線と違う方向であること▷本堂基壇の下から見つかっていること―から、無量光院以前の遺構と思われます。どのような性格のものか、今後の調査に期待したいと思います。

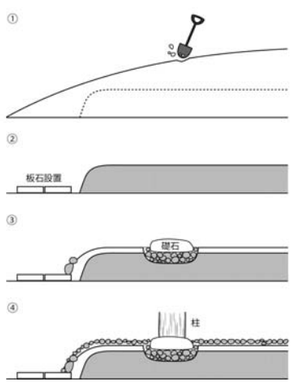

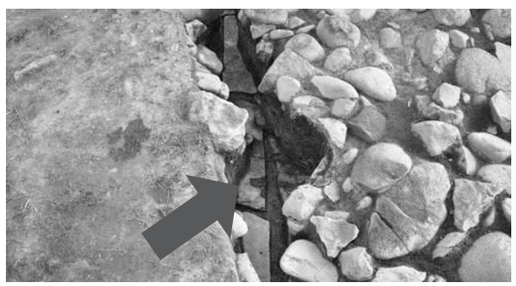
本堂下から見つかった板石（矢印）